

総社市訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後						改 正 前					
別表（第13条関係） 1 人事に関する事項						別表（第13条関係） 1 人事に関する事項					
事 項	副市長	部 長	課 長	合 議	摘 要	事 項	副市長	部 長	課 長	合 議	摘 要
略						略					
3 旅行命令及びその復命に関すること。				略		3 旅行命令及びその復命に関すること。				略	
(1) 県内	部長	次長 課長（相当職を含む。） 非常勤特別職	課長補佐（相当職を含む。）以下 <u>会計年度任用職員（一般行政事務（事務補助）を除</u>		略	(1) 県内	部長	次長 課長（相当職を含む。） 非常勤特別職（ <u>嘱託員を除く。</u> ）	課長補佐（相当職を含む。）以下 <u>非常勤特別職（嘱託員に限る。）</u>		略

改正後						改正前					
(2) 県外(外国旅行を除く。)	部長 非常勤特別職	次長以下 会計年度任用職員(一般行政事務(事務補助)を除く。)	く。)			(2) 県外(外国旅行を除く。)	部長 非常勤特別職(嘱託員を除く。)	次長以下 非常勤特別職(嘱託員に限る。)			
4 旅行依頼に関すること。	○					4 旅行依頼に関すること。	○				
5 所属職員の各係への配置に関すること。		○				5 所属職員の各係への配置に関すること。		○			
6 所属職員の事務分担を定めること。			○			6 所属職員の事務分担を定めること。			○		
略						略					
2 財務に関する事項						2 財務に関する事項					
事項	副市長	総務部長	財政課長	合議	摘要	事項	副市長	総務部長	財政課長	合議	摘要
略						略					
21 支出命令(精算命令を含む。)に関すること。	5,000万円以上	500万円以上5,000万円未満 主務部長	500万円未満 主務課長		(1) 総社市財務規則(平成17年総社市規則第38号)第44条第3項に規定する経費(旅費を除く。)	21 支出命令(精算命令を含む。)に関すること。	5,000万円以上	500万円以上5,000万円未満 主務部長	500万円未満 主務課長		(1) 総社市財務規則(平成17年総社市規則第38号)第44条第3項に規定する経費(旅費を除く。)

改正後						改正前					
					く。)は、 支出負担 行為に係 る専決事 項の区分 による。 (2) 略						く。)及び 臨時雇用 事務職員 の賃金は、 支出負担 行為に係 る専決事 項の区分 による。 (2) 略
略						略					
節	副市長	総務 部長	財政 課長	合 議	摘 要	節	副市長	総務 部長	財政 課長	合 議	摘 要
略						略					
6	恩給及び 退職年金					6	恩給及び 退職年金				
						7	賃金		○		(1) 臨時雇用事務 職員の賃金は 総務課長 (2) 土木担当員に 係る小規模工 事等の賃金は 主務課長
7 略						8 略					
8 略						9 略					
9 略						10 略					
10 略						11 略					
11 略						12 略					
12 略						13 略					
13 略						14 略					
14 略						15 略					
15 略						16 略					

改正後				改正前			
16 略				17 略			
17 略				18 略			
18 略				19 略			
19 略				20 略			
20 略				21 略			
21 略				22 略			
22 略				23 略			
23 略				24 略			
24 略				25 略			
25 略				26 略			
26 略				27 略			
27 略				28 略			
3 略				3 略			
4 個別的な事務に関する事項				4 個別的な事務に関する事項			
部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項	部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項
略				略			
総務部	略	総務課	1～6 略 7 <u>会計年度任用職員(一般行政事務(事務補助)に限る。)</u> の任免に関する こと。	総務部	略	総務課	1～6 略 7 <u>臨時雇用事務職員</u> の 任免に関する こと。
		略				略	
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の規定は、令和2年度以降の年度分について適用し、令和元年度分までについては、なお従前の例による。